平成３０年度～３２年度

６５歳以上の方の介護保険料を改定します

　６５歳以上の方の、平成３０年度から３２年度までの介護保険料を改定します。介護保険料は３年ごとに見直され、介護サービスの利用者数や介護保険給付費の見込みに応じ、設定されます。介護サービスを利用する方の増加に伴い、介護保険給付費が増大することにより介護保険料の上昇が見込まれます。このため、第１号被保険者（６５歳以上の方）の負担能力に応じた保険料を設定しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険料段階 | 主な対象者 | 保険料月額 | 保険料年額 |
| 第１段階※（基準額×0.45） | 世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方、老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護を受給している方など | 2,385円 | 28,620円 |
| 第２段階（基準額×0.65） | 世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 | 3,445円 | 41,340円 |
| 第３段階（基準額×0.75） | 世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方 | 3,975円 | 47,700円 |
| 第４段階（基準額×0.9） | 本人が市民税非課税で課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 4,770円 | 57,240円 |
| 第５段階（基準額） | 本人が市民税非課税で第4段階以外の方 | 5,300円 | 63,600円 |
| 第６段階（基準額×1.05） | 本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方 | 5,565円 | 66,780円 |
| 第７段階（基準額×1.1） | 　　　　　　　〃80万円以上125万円未満の方 | 5,830円 | 69,960円 |
| 第８段階（基準額×1.25） | 　　　　　　　〃125万円以上190万円未満の方 | 6,625円 | 79,500円 |
| 第９段階（基準額×1.5） | 　　　　　　　〃190万円以上300万円未満の方 | 7,950円 | 95,400円 |
| 第１０段階（基準額×1.75） | 　　　　　　　〃300万円以上500万円未満の方 | 9,275円 | 111,300円 |
| 第１１段階（基準額×2.0） | 　　　　　　　〃500万円以上700万円未満の方 | 10,600円 | 127,200円 |
| 第１２段階（基準額×2.25） | 　　　　　　　〃700万円以上900万円未満の方 | 11,925円 | 143,100円 |
| 第１３段階（基準額×2.4） | 　　　　　　　〃900万円以上の方 | 12,720円 | 152,640円 |

※消費税を財源とした公費投入による低所得者の保険料軽減割合を継続し、保険料率を0.5から0.45にしています。